(c)　当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下このｄにおいて同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

(d)　提出者の株券の売買（令第26条の２の２第１項に規定する空売りを含む。）について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

(e)　提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(f)　その他投資者の保護を図るため必要な事項

第七号様式記載上の注意(14)中ｏをｑとし、ｈからｎまでを、Ｊからｐまでとし、ｇの次に次のように加える。

ｈ　「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の欄は、新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等でない場合には設けることを要しない。

ｉ　新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、（10）のｄの(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

第七号様式記載上の注意(16)中「及びｎ」を「、ｎ、ｏ及びｐ」に改め、同記載上の注意(22)中「新規発行による」を「提出者が取得する」に、「その内容及び金額」を「手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期」に改め、同記載上の注意(23)中ｈをｉとし、ｄからｇまでをｅからｈまでとし、ｃの次に次のように加える。

ｄ　売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄にその旨を記載するとともに、(10）のｄに準じて記載すること。

第七号様式記載上の注意(24)の次に次のように加える。

(24―２)　第三者割当の場合の特記事項

第二号様式記載上の注意（23―２）から（23―10）までに準じて記載すること。

第七号様式記載上の注意(43)ｃを次のように改める。

ｃ　「種類」の欄には、優先株、後配株等の種類を記載し、「内容」の欄には、株式の種類ごとにその内容を具体的に記載すること。

会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「内容」の欄の冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

株式の種類ごとに議決権の有無、数又はその内容が異なる場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。

第七号様式(43)中ｅをｆとし、ｄをｅとし、ｃの次に次のように加える。

ｄ　会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a)　第19条第９項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(b)　当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(c)　提出者の株券の売買（令第26条の２の２第１項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(d)　提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(e)　その他投資者の保護を図るため必要な事項

第七号様式記載上の注意(22)ｂ及び(23)ａ(a)中「第127条第１項」を「第129条第１項」に改め、同記載上の注意(23)ａ(b)及び(c)中「第127条第３項」を「第129条第３項」に改める。

第七号の11様式第１部第１の２(2)及び３中

新株予約権の目的となる株式の種類

を

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の
新株予約権の目的となる株式の種類

に改め、同様式第１部中第３を第４とし、第２の次に次のように加える。

特質	

第３【第三者割当の場合の特記事項】

１【割当予定先の状況】

２【株券等の譲渡制限】

３【発行条件に関する事項】

４【大規模な第三者割当に関する事項】

５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
計	―				

６【大規模な第三者割当の必要性】

７【株式併合等の予定の有無及び内容】

８【その他参考になる事項】